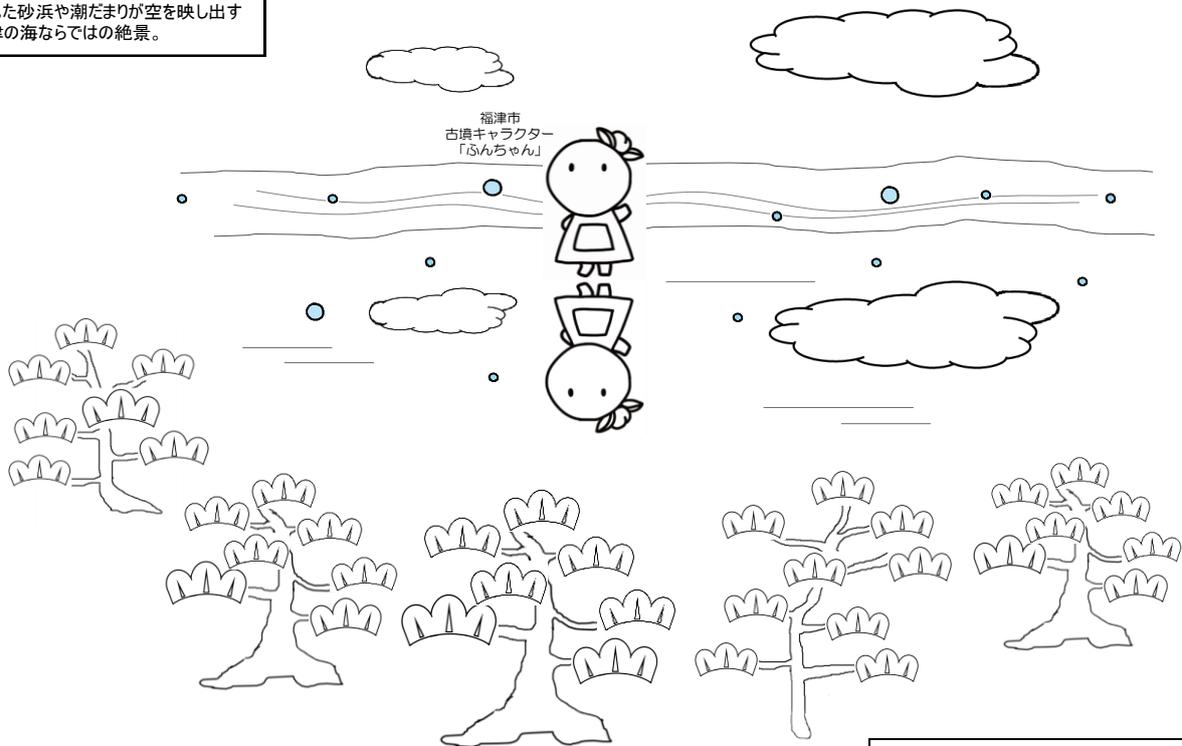


# 令和5年度 保育所等申込案内

## かがみの海

濡れた砂浜や潮だまりが空を映し出す  
福津の海ならではの絶景。



福津市  
古墳キャラクター  
「らんちゃん」

## 松林

松は福津市の22kmに渡る美しい海岸を象徴する木です。各地域には保存団体があり、地域住民の保全活動により、松林の美しさと豊かな自然が保たれています。

※消せるボールペンでの申込用紙等への記入はご遠慮ください。

※入所申込は、この案内をお読みいただいている前提で受け付けします。ご不明な点は申込の前にこども課へお尋ねください。

※児童の生年月日については、入所判定に大きな影響を及ぼすことから正確に記載して下さい。

**生年月日が間違っていたことが判明した場合、入所申込が取り消され、入所できない場合があります。入所決定後でも同様です。**

## 1. 教育・保育給付認定について

保育所、認定こども園の保育所部分や地域型保育事業（以下、保育所等）を利用するためには「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

教育・保育給付認定には、3つの認定区分があります。

認定区分		内容	利用施設
1号認定	教育標準時間認定	幼稚園・認定こども園で教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3歳以上の保育認定	子どもが満3歳以上で「保育が必要な要件」に該当する場合	認可保育所 認定こども園（保育園部分） 地域型保育施設
3号認定	満3歳未満の保育認定	子どもが満3歳未満で「保育が必要な要件」に該当する場合	認可保育所 認定こども園（保育園部分） 地域型保育施設

### 保育が必要な要件表

保育が必要な理由	基準
①就労	月60時間以上労働することを常態としている
②妊娠・出産	産前2ヶ月、産後3ヶ月（多胎妊娠の場合は産前4ヶ月）
③疾病・障がい	疾病もしくは負傷し、又は精神・身体に障がいを有していること
④介護・看護	長期にわたり疾病状態にあるか、心身に障がいを有する同居の親族を常時介護している
⑤災害復旧	災害復旧に当たっていること
⑥就学	学校教育法に規定する学校等に在学、又は職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること
⑦求職活動	求職活動を継続して行っていること※入所後、3ヶ月以内に就労が必要
⑧育休取得中の継続利用	妊娠・出産要件で保育所等を利用中で育児休業を取得する場合※P.8を参照ください。
⑨その他	市長が特に必要と認めた場合

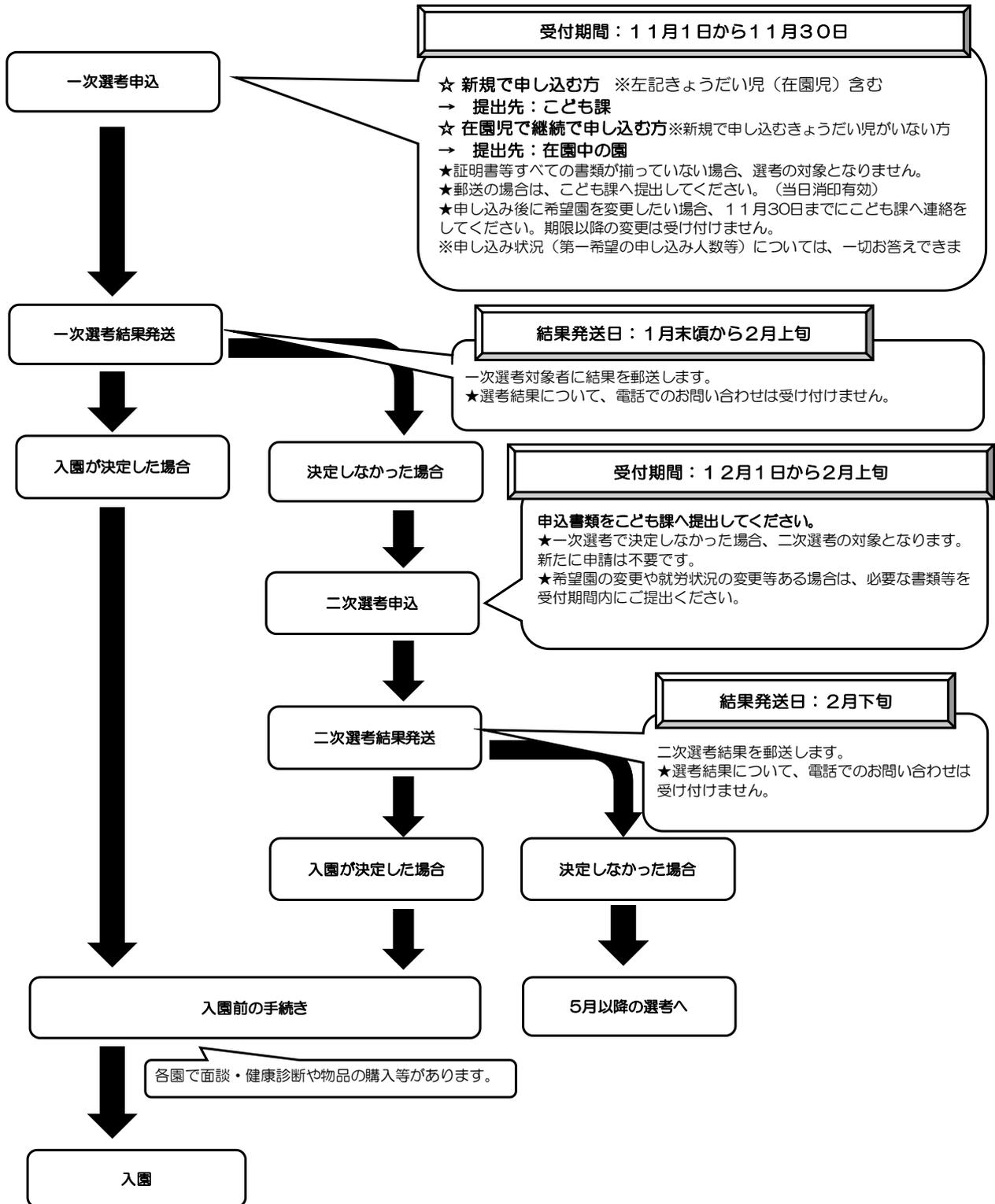
## ❀❀❀ 令和5年度クラス早見表 ❀❀❀

令和5年度クラス	生年月日	卒園年月日
5歳児クラス	H29年4月2日（2017年）～ H30年4月1日（2018年）	R6年3月31日（2024年）
4歳児クラス	H30年4月2日（2018年）～ H31年4月1日（2019年）	R7年3月31日（2025年）
3歳児クラス	H31年4月2日（2019年）～ R2年4月1日（2020年）	R8年3月31日（2026年）
2歳児クラス	R2年4月2日（2020年）～ R3年4月1日（2021年）	R9年3月31日（2027年）
1歳児クラス	R3年4月2日（2021年）～ R4年4月1日（2022年）	R10年3月31日（2028年）
0歳児クラス	R4年4月2日（2022年）～	R11年3月31日（2029年）

## 2. 新年度（4月）申し込みの流れ

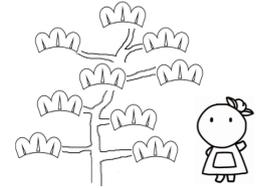
※参考

☆10月～ 新年度（4月）申込書類配布開始



※令和6年度分の正確な期間については、令和5年10月から配布予定の申込案内に記載します。

### 3. 年度途中（令和5年5月～令和6年3月）申し込みについて



#### ■ 入所申込書類

##### すべての方が必要な書類

- 特定教育・保育施設等利用申込書（児童台帳）兼教育・保育給付認定申請書
- 家庭で保育できない証明書・・・申込児童の父・母（保護者）

該当する要件にチェック		保育が必要な理由	基準	家庭で保育できない証明書 (必要書類)	保育必要量 ※P.5参照	
父	母				標準時間	短時間
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①就労	月60時間以上労働することを常態としている	就労証明書※自営業や経営者の場合は事業の実態がわかる書類の写しを添付してください。	●	●
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	②妊娠・出産	産前2ヶ月、産後3ヶ月（多胎妊娠の場合は産前4ヶ月）	母子手帳の写し (※表紙と分娩予定日記載欄)	●	●
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③疾病・障がい	疾病もしくは負傷し、又は精神・身体に障がいを有していること	診断書、 該当する障害者手帳等の写し	※	●
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	④介護・看護	長期にわたり疾病状態にあるか、心身に障がいを有する同居の親族を常時介護している	介護等に関する申出書(※介護保険証の写し、診断書、障害者手帳等の写し等を添付してください)	-	●
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑤災害復旧	災害復旧に当たっていること	こども課窓口へ相談	●	●
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑥就学	学校教育法に規定する学校等に在学、又は職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること	在学証明書(※就学時間のわかるカリキュラム等を添付してください)	●	●
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑦求職活動	求職活動を継続して行っていること ※入所後、3ヶ月以内に就労が必要	就労誓約書	-	●
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑧育休取得中の継続利用	妊娠・出産要件で保育所等を利用中で育児休業を取得する場合	育児休業中における継続利用申請書	-	●
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑨その他	市長が特に必要と認めた場合	市長が必要と認めた証明書等	●	●

※③疾病・障害は基本的に短時間のみですが、状況等により標準時間を認める場合があります。

#### 申込時に福津市に住民票がない方（転入予定で申し込みをされる方）

- 転入誓約書
- 住民票（申込時の居住地）

#### 令和4年1月1日または令和5年1月1日に福津市に住民票がない方 ※保育料の算定のため

- マイナンバー（個人番号）届出書
- 世帯全員のマイナンバーがわかる証明書等の写しと保護者の本人確認ができる証明書等の写し

#### 障害者手帳等を持っている同居の方がいる場合

- 障害者手帳、療育手帳、年金証書、特別児童扶養手当証書の写し

#### その他

- ・ひとり親の方（ ひとり親と確認できる証明書等※福津市で確認できない場合のみ）
- ・生活保護を受給している方（ 生活保護決定通知書等）
- ・離婚協議中の場合（ 調停期日呼出状や調停不成立証明書等の写し）  
※客観的に離婚協議中であることがわかる書類
- ・入所希望する児童に疾病・障害や医療的ケアが必要な場合（ 主治医の意見書及び診断書）

## ■ 申込日程

入所を希望する時期によって申込期間が異なります。入退所は月単位(1日入所、月末退所)です。  
※入所保留通知書は、初回入所申込月のみ発行します。

### 令和5年度途中入所申込の日程

令和5年度 入所希望月	申込期間	入所可否通知	提出先
5月	3月13日(月)~4月10日(月)	4月20日頃	こども課
6月	4月11日(火)~5月10日(水)	5月20日頃	
7月	5月11日(木)~6月12日(月)	6月20日頃	
8月	6月13日(火)~7月10日(月)	7月20日頃	
9月	7月11日(火)~8月10日(木)	8月20日頃	
10月	8月14日(月)~9月11日(月)	9月20日頃	
11月	9月12日(火)~10月10日(火)	10月20日頃	
12月	10月11日(水)~11月10日(金)	11月20日頃	
令和6年1月	11月13日(月)~12月11日(月)	12月20日頃	
2月	12月12日(火)~1月10日(水)	1月20日頃	
3月	1月11日(木)~2月13日(火)	2月20日頃	

※受付期間外・時間外・土日祝日は受付できません。

※郵送の場合は締切日必着です。

※期限を過ぎての申込や、申込書類が揃わない場合、希望月からの受付はできません。

※申し込みは年度ごとに必要です。



## 4. 開所日・開所時間・延長保育について

保育所等の開所日、開所時間、延長保育は以下の通り各施設共通となっています。

**開所日** 月曜日から土曜日（日曜日、祝日は休園）

**開所時間** 7：00～18：00

**延長保育** 18：00～19：00（別途、延長保育料が発生します）

開所日の全てを利用できる訳ではありません。保育所は就労等により家庭で保育できない日のみ利用できる施設であり、私的な理由\*による利用は認められません。

\*家事・買い物をするためや、保護者のサークル活動・きょうだい児の習い事のため等

仕事等の都合で18：00を過ぎて保育が必要な場合、延長保育を利用できます。延長保育は園が実施するサービスです。必要性が認められない場合は実施できません。

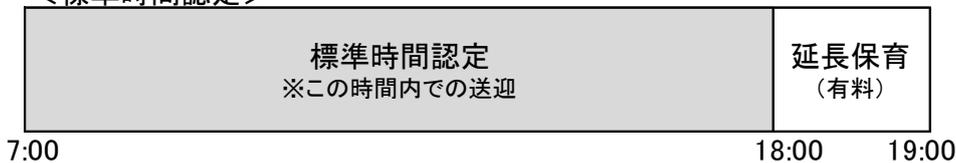
延長保育料については、各園へお問い合わせください。

### ※保育必要量について

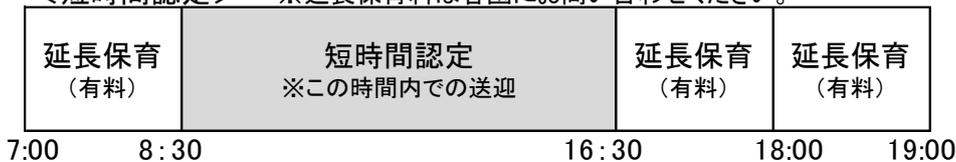
保育必要量は、短時間認定（8：30～16：30）と標準時間認定（7：00～18：00）の2つの区分に分かれており、保育を必要とする事由によって認定されます。

世帯の状況にもよりますが、短時間認定の保育料が標準時間認定と比べて、最大3,000円／月 低く設定されています。保育の必要量の変更を希望する場合、変更の申請を出した月の翌月から変更となります。また就労証明書等の提出をお願いする場合があります。

#### <標準時間認定>



#### <短時間認定> ※延長保育料は各園にお問い合わせください。



## 5. 保育の要件確認のための現況届について

保育の必要性の認定を受けているすべての方を対象に、年1回から2回、保育が必要な証明書等を提出していただき、保育の要件を確認します。

また、上記に記載のとおり、就労状況等に変更がある場合は事前にこども課へ連絡をしていただく必要があります。保育の要件がないまま、保育所等を継続で利用したことが判明した場合、運営に必要な費用の全部（または一部）を返還していただく場合があります。

現況届の時期にかかわらず、仕事を辞めた場合や、転居、婚姻及び出産等で家庭状況等に変更があった場合は、速やかにこども課までご連絡ください。

## 6. 保育所等の申し込み及び利用に関する注意事項

### ◆◆ 申込時 ◆◆

- ◎希望する月の申込期間を過ぎての申込や、必要な書類が揃っていない場合は受付できません。また申込書類に不備や虚偽が判明した場合、申込が無効となります。
- ◎申込時に提出する証明書の有効期間は発行日から3ヶ月です。11月入所選考から翌年3月分までに限り、新年度の申込に添付する証明書の写しが使用できます。※但し、証明書の写しの使用については、10月以降の証明日のものに限ります。
- ◎転入予定で申し込む場合、入所する前月末までに転入する必要があります。転入が確認できない場合、入所の取り下げとなります。
- ◎希望園として記入する保育施設等について、各施設で保育方針、食事内容、設備、園庭の広さなどが違います。見学やホームページの閲覧等で園の情報を収集した上で希望園として記入するようにしてください。
- ◎きょうだい児の申込の場合は同一施設への入所を前提として入所の選考を行います。きょうだいが別々の施設でも構わない場合はあらかじめ申込用紙にご記入ください。
- ◎同居している未就学児のうち、家庭での保育を希望するお子さんがいる場合は、原則として利用の申し込みはできません。
- ◎医療的ケアが必要な場合、ガイドラインに沿って入所の決定を行います。看護師の配置や必要な医療的ケアの内容によっては受入ができない場合があります。また、診断書等を提出していただく必要があります。診断書等の費用は保護者負担となります。
- ◎申込後から入園までの間に、児童の健康状態等に著しい変化があり安全に保育ができないと判断した場合は受入ができない可能性があります。速やかにこども課へご連絡ください。
- ◎転出や幼稚園に入園するなどの理由により保育の必要性がなくなる場合は、保育の申込を取り下げる必要があります。必ずこども課へご連絡ください。
- ◎福津市で教育・保育給付認定期間中に認定の取り消し手続きを行わずに転出した場合は、認定を職権で取り消します。



◎提出された書類は返却できません。証明書類等の写しが必要な場合は事前にコピーを取るようし  
てください。

◎入所の選考はこども課が行います。また、新年度及び年度途中の申込期間内であれば、申込期間の  
最終日に提出をした場合であっても選考の結果に影響はありません。(※先着順ではありません)

◎入所が決定した保育所等を辞退した場合、やむを得ない事由を除き次回以降の選考を減点します。  
また、辞退した場合、入所保留通知は発行できません。ご注意ください。

※やむを得ない事由とは、住居が予定通りに建たず引っ越しできない。対象児童が入院したなど。

◎申込をしていない場合、入所保留通知書は発行できません。

## ◆◆ 入所後 ◆◆

◎慣らし保育は入園して（利用開始日）から始まります。慣らし保育については各園へお問い合わせ  
ください。

### ◎復職（育児休業から復帰）の方の申込について

復職で申し込む場合、復職する日によって申込できる月が変わります。

月の14日までに復職の場合、前月の申し込みができます。

月の15日以降に復職の場合、復職する月で申し込みとなります。

#### 入所日と復職期限

入所日	復職期限	入所日	復職期限	入所日	復職期限	入所日	復職期限
4月1日	5月14日	7月1日	8月14日	10月1日	11月14日	1月1日	2月14日
5月1日	6月14日	8月1日	9月14日	11月1日	12月14日	2月1日	3月14日
6月1日	7月14日	9月1日	10月14日	12月1日	1月14日	3月1日	4月14日

※正当な理由なく上記復職期限を遅れることは認めません。

### ◎家庭の状況や就労等の状況に変更があった場合

申込後や入所後に離婚、婚姻、同居など世帯の状況が変わった場合や、就職や失業、妊娠・出産、  
育児休業の取得など保育が必要な要件に変更があった場合は必ずこども課で手続きが必要です。

状況が変わり保育が必要な要件がないにも関わらず申し出がなく保育所等を利用していた場合は、  
判明次第退所等の手続きを行う場合があります。

◎要件の変更や保育必要量（短時間と標準時間）の変更は手続きをした月の翌月からとなります。

◎保育所は就労等により家庭で保育できない日のみ利用できる施設であり、開所日の全てを利用でき  
る訳ではありません。家事や買い物など私的な理由による利用は認められません。

◎保育料は、里帰り出産や児童が入院した場合であってもかかります。休園制度はありません。公立の大和保育所給食費についても同様です。

※各保育施設が徴収する実費については、各園の判断となります。

### ◎育児休業取得中の利用について

在園中の児童の保護者が育児休業を取得する場合、3歳児（年少）以上であれば、就学前のため育児休業中でも継続利用が可能です。また、0歳児から2歳児までは、出産日から1年以内に復職を予定している場合は、保護者の申出により、その期間も継続して同一の保育所等に限り継続利用が可能です。復職予定で保育所等を申し込み、待機となり復職できなかった場合は継続利用可能です。

### ◎新年度の継続児の申し込みについて

在園児が次年度も継続する場合の申し込みは、10月頃に現在在園中の園から必要書類を配布し、提出期間は11月中（各園が指定する期間）です。申込時に必要な証明書等は年度ごとに提出が必要となります。また、新規で申し込むきょうだい児がいる場合は、必要書類はこども課で配布します。

### ◎転園について ※認可保育所等から認可保育所等へ

転園を希望する場合、希望する時期によって申込方法が変わります。

年度途中（5月から3月）の転園は、希望する月の新規申請を行うとともに現在在園している園の退園届の提出が必要です。退園届を提出した上での新規申請となるため、選考で入れなかった場合退園となります。保育所等に通うことができなくなるため注意が必要です。入れなかった場合、翌月以降も選考は続きます。

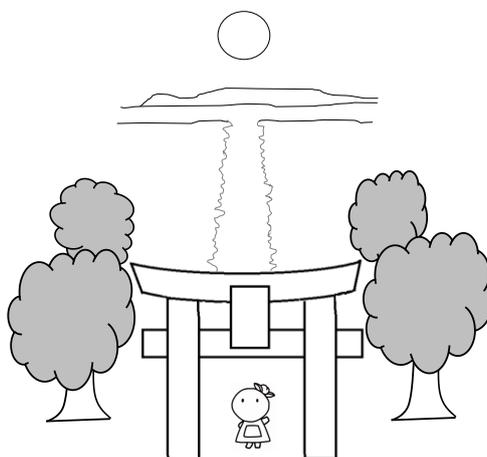
年度当初（4月）の転園は、通常通り継続児の申し込みをしていただくこととなります。選考を行い、転園できる場合は4月から転園先へ、できない場合は元の園を継続することとなります。

### ◎退所について

退所を希望する場合、原則として退所月の15日までに退所届をこども課、もしくは在園している保育所等に提出してください。

なお、転出による退所の場合は、転出異動日の属する月末まで利用が可能です。

### ◎保育施設等への送迎は保護者が行ってください。保護者を除く未成年者の送迎は認めません。



#### 光の道

毎年2月と10月の年に2回、宮司浜の海岸に沈む夕日が宮地嶽神社の参道から鳥居までを照らし出し、一直線につながります。

## 7. 保育料について

### ①保育料の決定方法

保護者の市民税所得割額（父母合算）によって保育料を決定します。対象となる所得は以下の通り。

令和4年				令和5年								令和6年							
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~8月
<b>令和4年度市町村民税所得割額で算定</b> <small>※この税額は令和3年1月～12月の所得等に応じ確定します。</small>												<b>令和5年度市町村民税所得割額で算定</b> <small>※この税額は令和4年1月～12月の所得等に応じ確定します。</small>							

**◇保育料の料金表（⇒P.11）は4月に見直されます。3月末ごろ決定予定のため、通知は4月中旬ごろになります。**  
 （早めにお知りになりたい場合は、こども課までお問い合わせください。）

◇料金決定通知は年に2回（4月と9月の算定年度変更時、途中で変更のある世帯は随時）送付しますが、3～5歳児の無償化対象児については、3歳の4月のみ通知を送付し、その後は送付しませんのでご注意ください。副食費の減免等については、これまで通り該当者に送付します。

◇児童の両親の年収（手当・遺族年金等を含む）が100万円未満の場合、同居（世帯分離含む）する祖父母のうちで所得の高い方を基に保育料を決定します。

◇修正申告等により住民税の変更があった場合は必ずこども課へご連絡下さい。年度中に連絡がない場合、保育料の還付は対応できません。予めご了承ください。

◇保育料は、住宅ローン控除や寄付金控除等の税額控除を適用しませんのでご注意ください。

### ②保育料無償化

教育認定は満3歳～5歳児、保育認定は3～5歳児（0～2歳児は非課税世帯）は全て無償です。（給食費、行事費、保育用品費等は保護者負担）

◇保護者の市民税所得割合算額が57,700円未満の世帯（教育認定及び母子・父子・障がい者のいる世帯は77,101円未満）の子どもと、全ての世帯の第3子以降の子ども（教育認定は小学校3年生までの最年長者を第1子、保育認定は小学校就学前子どもの最年長者を第1子とする）については、副食費が免除になります。

◇「3歳児」とは、令和5年4月1日に3歳になっているお子様をいいます。保育認定の場合、年度途中で3歳のお誕生日を迎えても、その月から無償化対象にはなりませんのでご注意ください。

### ③きょうだい児の保育料減免制度

きょうだい児が保育所等（届出保育施設は対象外）や幼稚園等に入所（園）している場合は、最年長者は基本額、次年長者は半額、それ以降は無料となります。所得に応じてこの限りではありませんので、詳しくは福津市利用者負担基準額表（P.11参照）をご参照下さい。※申込用紙の世帯員欄にはきょうだい全てご記入下さい（別居している高校生等）

### ④慣らし保育期間中・長期欠席中の保育料

新入園の場合、1週間から1ヶ月程度の慣らし保育が必要となります。慣らし保育期間中でも保育料の減額等はありません。転園時も同様です。

また、ご都合により長期間欠席される場合も、同様に保育料の減額等はありませんのでご了承ください。

⑤保育料の納付先

保育所のみ福津市が保育料を徴収します。その他の施設（認定子ども園・地域型保育施設）は各施設が徴収します。徴収方法は各施設にお尋ねください。

【保育料徴収】**保育所**：福津市 **認定子ども園**：各園 **地域型保育施設**：各園

**保育所**の口座振替日は毎月末日となります（12月のみ28日引き落とし）。口座振替領収証書は発行しません。

⑥滞納について

保育料の滞納をした場合は一定期間経過すると延滞金が発生します。お早めに子ども課へ分納計画等についてご相談下さい。連絡なく、納付もない場合は**職場や金融機関に照会をかけ給与・銀行口座の差押、更には生命保険・車・家財・不動産の差押等により強制徴収致します。**



保育料の算定って何を見たらいいの???

各ご家庭のお子様の保育料は、以下のように算定できます。あくまでも目安ですのでご承知ください。下図のとおり、毎年6月頃に職場や市町村から配布される通知書をご準備ください。

(会社員や公務員でない方は、これとは異なる場合があります。)

令和4年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収額の決定・変更通知書（納税義務者用）



所得	給与収入		主たる給与以外		課税標準	総所得③		市民税	税額控除前所得割額④		6月分	
	給与所得		の合算所得区分			山林所得		税	税額控除額⑤		7月分	
	その他の所得計					分離短期譲渡		民	所得割額⑥		8月分	
			総所得金額①			分離長期譲渡		税	均等割額⑦		9月分	
						株式等の譲渡		税	税額控除前所得割額④		10月分	
						先物取引		税	税額控除額⑤		11月分	
						上場株式等の配当等		税	所得割額⑥		12月分	
所得控除	雑損		障・寡・ひ・勤		課税標準	扶養親族該当区分	本人該当区分	額	均等割額⑦		1月分	
	医療費		配偶者			控除	控除	額	特別徴収税額⑧		2月分	
	社会保険料		配偶者特別			控除	控除	額	控除不足額⑨		3月分	
	小規模企業共済		扶養			控除	控除	額	既充当額⑩		4月分	
	生命保険料		基礎			控除	控除	額	既納付額⑪		5月分	
	地震保険料		所得控除合計②			控除	控除	額	差引納付額(⑧-⑩-⑪)			
	(適用)							額	変更前税額⑫			
								額	増減額(⑧-⑫)			
								額	変更月			



①部分の「所得割額⑥」の金額を、父母合算します。

合算額をこの案内のP.11「令和4年度福津市利用者負担基準額（保育認定・保育料）表」の定義にあてはめましょう。

例 父：128,000円 母：82,000円 計210,000円 → 6A階層 保育料56,750円（標準時間の場合）

※政令市は税率が異なるため、①に0.75を乗じた金額で計算します。

例 父：115,000円×0.75=86,250円 母：65,000円×0.75=48,750円  
86,200円+48,700円=134,900円 → 5A階層 保育料40,500円

令和5年4月以降変わる  
可能性があります。

※②に「住宅ローン控除額・・・」等の記述がある場合は、上記の計算では算出できません。

保育料は税額控除（配当控除・外国税額控除・住宅借入金特別控除・寄付金控除等）を適用しませんので、これらの控除がある方は上記計算とは異なります。また③欄に記述がある場合と無い場合があります。詳細は子ども課までお問い合わせください。

※令和4年1月1日に、父母ともに福津市在住の場合は、子ども課窓口で算定できます。

父または母のご本人確認書類（運転免許証等）をご持参ください。

令和4年度の基準額表を基に目安額の算定をいたします。



教育認定及び保育認定の3～5歳児は全て無償

令和5年度福津市利用者負担基準額(保育認定・保育料)表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担(月額)		
国の階層区分	市の階層区分	定義	3歳未満児		
			標準時間	短時間	
1	1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律並びに児童福祉法に規定する里親である教育・保育認定保護者の世帯	0円	0円	
2	2	第1階層を除き 市町村民税所得割 課税額の区分が 次の区分に 該当する世帯	市町村民税非課税世帯口	0円	0円
3	3		市町村民税均等割のみ 又は48,600円未満	18,550円 (8,800円)	15,550円 (7,300円)
4	4		48,600円以上 97,000円未満	28,550円 (8,800円)	25,550円 (7,300円)
5	5 A		97,000円以上 140,000円未満	40,500円	37,500円
	5 B		140,000円以上 169,000円未満	40,950円	37,950円
6	6 A		169,000円以上 238,000円未満	56,750円	53,750円
	6 B		238,000円以上 266,000円未満	57,350円	54,350円
	6 C		266,000円以上 301,000円未満	57,950円	54,950円
7	7	301,000円以上 397,000円未満	76,000円	73,000円	
8	8	397,000円以上	97,570円	94,280円	

注1 世帯の階層区分は、4月～8月は前年度の市町村民税課税額、9月～3月は当年度の市町村民税課税額により決定する。

注2 同一世帯から2人以上が下記に該当する場合、最年長者は基本額、次年長者は半額(10円未満切捨て)、それ以降は無料とする。  
(保育所等入所児童の兄・姉が) 保育所、地域型保育施設、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期施設通所部、に入所又は通所している場合や、小学校就学前子どもが居宅訪問型児童発達支援を受けている場合

注3 市町村民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親及び障がい者のいる世帯は( )の金額になり、年齢に関係なく第2子以降無料とする。

注4 注3以外の世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円未満の場合、年齢に関係なく第2子半額(10円未満切捨て)、第3子以降無料とする。

## 8. 保育所の運営経費について

保育所ではお子さんをお預かりするにあたり、健康と安全を守り、充実した保育を行うため給食費や人件費など多くの経費が掛かっています。保育所の運営に必要な費用は福津市、福岡県、国の負担分と保護者から納付して頂く保育料から成り立っています。

また、保育所に通うためには入所要件（⇒P.1 参照）が必要であり、虚偽その他不正の手段による申請等を行い入所（継続）した場合は、その事実が判明次第、運営に必要な費用を全部（又は一部）徴収します。（子ども・子育て支援法 第12条第1項による）

### 令和4年度 年齢別1人あたりの運営経費と保護者負担額（1か月分）

年齢	園児一人にかかる費用	保護者負担分 (5A階層の場合)	市・県・国 負担分
0歳児	207,820	40,500	167,320
1、2歳児	122,780	40,500	82,280
3歳児	63,610	0	63,610
4歳以上児	46,650	0	46,650

単位:円/月

※定員120名の場合



### 保育所等の見学

福津市では保育所等を申し込みの際、園見学は必須ではありません。

しかし、園等により保育方針、食事内容、保育料とは別に徴収される費用（日用品・文具代、体操服購入の有無等）などが異なります。申し込みの際は、経路、距離なども含め、内容を十分に確認したうえで希望を出してください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により見学ができない場合があります。見学を希望される場合は、事前に見学が可能かどうか、希望される保育所等にご確認ください。



## 9. 保育所等入所選考基準について

参考

提出された証明書（就労証明書等）の内容に応じて、下記選考基準表の指数により選考を行います。保護者のいずれか低い点数を指数として選考は行い、下記表以外に別途、通勤時間や世帯の子どもの数などを点数化し、点数が高い方から順に申込用紙に記載の希望園をご案内します。

	事由	状況	指数
1	居宅外労働及び自営業中心者（証明書等添付できる場合）	1ヶ月の勤務が160時間以上の労働	10
		1ヶ月の勤務が140時間以上の労働	9
		1ヶ月の勤務が120時間以上の労働	8
		1ヶ月の勤務が100時間以上の労働	7
		1ヶ月の勤務が80時間以上の労働	6
		1ヶ月の勤務が60時間以上の労働	5
	自営業協力者（証明書等添付できる場合） ※配偶者のみ	1ヶ月の勤務が160時間以上の労働	9
		1ヶ月の勤務が140時間以上の労働	8
		1ヶ月の勤務が120時間以上の労働	7
		1ヶ月の勤務が100時間以上の労働	6
		1ヶ月の勤務が80時間以上の労働	5
		1ヶ月の勤務が60時間以上の労働	4
	居宅内労働及び自営業（証明書等添付できない場合）	1ヶ月の勤務が160時間以上の労働	8
		1ヶ月の勤務が140時間以上の労働	7
		1ヶ月の勤務が120時間以上の労働	6
		1ヶ月の勤務が100時間以上の労働	5
		1ヶ月の勤務が80時間以上の労働	4
		1ヶ月の勤務が60時間以上の労働	3
保育士の子ども（新規のみ）	市内認可保育施設等就労の保育士	10	
2	妊娠・出産	出産予定前2ヶ月から出産後3ヶ月まで	10
3	疾病・負傷・障害	入院、常時病臥	10
		疾病等の理由により保育困難と認められる場合	8
		身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級	10
		身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級	8
		身体障害者手帳4級、精神障害者保健福祉手帳3級	6
4	介護・看護	寝たきり老人、疾病、精神若しくは心身に障害を有する者の自宅介護又は入院中の家族に対し、看護、介助等をする必要が認められた場合	8
5	災害	災害復旧に当たっている期間	市長が決定
6	求職活動	生活保護世帯で求職中（3ヶ月以内）	3
		保護者のうちいずれか片方のみ求職中（3ヶ月以内）	2
		保護者兩名ともに求職活動中（3ヶ月以内）	1
7	就学、技能習得	140時間以上	9
		120時間以上	8
		60時間以上	6
8	児童虐待・DV 類するもの	要保護児童対策地域協議会等で保育が必要であると認められた期間	市長が決定
		その他明らかにその児童が保育を必要とすると市長が認めた場合	
9	進級児	小規模保育施設を卒園し連携施設へ進級する児童	11
10	兄弟児	入所児童の兄弟児（新規のみ）	10



## 11. 一時預かり事業について

一時預かり事業とは、保護者が急な用事などにより子どもを見ることができないときに、保育所等で一時的に預かる事業です。入所児童数・保育士の状況や、園の行事の日などは受け入れできない場合があります。利用の可否や当日に必要なものは園に直接ご確認ください。

園名	所在地	電話番号	対象年齢
津屋崎保育園	津屋崎8丁目5-24	52-1209	6か月～5歳児
双葉保育園	西福間1丁目3-13	42-3696	3～5歳児
双葉花見が丘保育園	花見が丘2丁目9-10	34-3883	3か月～2歳児
虹の森保育園	西福間2丁目19-16	35-8722	3か月～5歳児
聖愛幼稚園	宮司浜3丁目14-2	52-0039	10か月～5歳児
双葉中央保育園	中央5丁目11-4	42-3067	6か月～2歳児
福津うみがめ保育園	中央3丁目2-1	43-7055	8か月～2歳児
子うさぎの森保育園	日疇野1丁目11-1	43-9511	3か月～2歳児
たんぼのたね保育園	宮司浜2丁目35-1	62-6608	10か月～2歳児
はじめ保育園	津屋崎3丁目15-25	72-5606	6か月～2歳児

## 12. 広域入所について

### □ 広域入所とは？

里帰り出産や保護者の勤務地の都合などにより、住所を有する市区町村以外に所在する保育施設へ入所することです。

### ■ 福津市に住民票のある方が福津市外の保育施設の利用を申し込む場合

下記事項を事前に希望の保育施設のある市区町村に確認後、こども課までご相談ください。

- ・入所申込が可能か
- ・希望の保育施設の空き状況
- ・希望の保育施設のある市区町村の申込締切日
- ・その他、入所申込に関する注意事項

### ■ 福津市外に住民票のある方が福津市内の保育施設の利用を申し込む場合

必要書類については、住所を有する市区町村の保育施設等担当部署へご相談ください。

※福津市への転入予定で申し込みの場合は、直接福津市へ申し込むことが可能です。

### 13. 幼児教育・保育無償化について

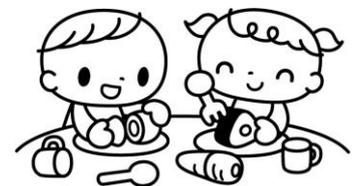
#### ① 施設ごとの必要条件と保育料について

	施設	年齢	必要条件	保育料
①	◇保育所 ◇認定こども園(保育部分) ◇地域型保育施設	0～2歳児	保育の必要性がある かつ 住民税が非課税	無償
		3～5歳児	保育の必要性がある	無償
②	◇幼稚園(新制度移行済) ◇認定こども園(幼稚園部分)  ◇幼稚園(新制度未移行)	満3歳 3～5歳児		無償
		満3歳 3～5歳児		(月額) 25,700円まで無償
③	◇預かり保育 (幼稚園、認定こども園による)	満3歳	保育の必要性がある かつ 住民税が非課税	(月額) 16,300円まで無償 ※1回450円上限
		3～5歳児	保育の必要性がある	(月額) 11,300円まで無償 ※1回450円上限
④	◇届出保育施設 ◇一時預かり事業 ◇病児保育事業 ◇ファミリーサポートセンター事業	0～2歳児	保育の必要性がある かつ 住民税が非課税	(月額) 42,000円まで無償
		3～5歳児	保育の必要性がある	(月額) 37,000円まで無償

※「保育の必要性がある」については、P. 1を参照ください。

※各施設で別途実費（給食費、文具代等）の徴収があります。

詳しくは各施設へお問い合わせください。



#### ② 無償化の対象となるために必要な手続き

現在認可保育所等を利用中の場合、別途手続きは不要です。

届出保育施設や一時預かり事業、病児保育事業等を利用するうえで無償化の対象となるためには、こども課で無償化の認定手続きが必要です。

幼稚園等のご利用を検討されている場合は、各幼稚園または学校教育課へ、企業主導型保育施設のご利用を検討されている場合は、各事業所へお問い合わせください。

#### ※保育の年齢の考え方

保育所等の年齢の数は、入所する年度の4月1日現在が何歳かで決まります。

4月1日が3歳（4月1日誕生日も含む）の子どもは、3歳児となり無償化の対象児童となります。

4月1日が2歳の子どもは、年度の途中で3歳の誕生日を迎えてもその年度は2歳児となり、保育所等の保育料については無償化対象外（住民税非課税世帯、幼稚園利用を除く）です。

## 14. 病児保育について

お子さんの急な病気などのために、保育所や幼稚園など集団での生活が困難で、就労などの理由により保護者が保育できない場合に、保育施設に一時的に預けることができる事業です。

### 病児保育事業所一覧

施設名	病児保育室ちゅーりっぷ (たけなかこどもクリニック)	病児保育ぴよぴよ (まつなが小児科医院)	すくすくくらぶ (宗像医師会)
住所	福津市中央6-22-33	福津市宮司浜3-22-24	宗像市田熊5-5-5
対象年齢	およそ生後6か月から 小学6年生	0歳から小学6年生	生後3か月から小学6年生
連絡先	72-7216	52-0420	37-3536
利用時間	月曜から金曜8:00から17:30 土曜8:00から13:00		月曜から金曜 8:00から17:30
利用料	各施設へお問い合わせください。		

※予約等詳細につきましては各事業所へご確認ください。

### 利用の主な流れ

#### ◎利用登録

病児保育利用の登録が必要です。利用当日に登録することもできますが、事前に登録することをおすすめします。

#### ◎利用

1. 予約・・・病児保育事業所へ連絡し予約をしてください。
2. 受診・・・診察の状況によっては利用できない場合があります。
3. 病児保育の利用・・・病児保育利用に必要なものを持参のうえ、ご利用ください。

※必要なものは事前にご確認ください。お迎えのときに利用料をお支払いください。

#### ◎低所得者世帯の減免制度について

福津市に居住し、生活保護世帯または住民税非課税世帯のいずれかに該当する世帯の利用者は、利用料の減免を受けることができます。減免制度を利用するためには、こども課で事前に申請が必要です。減免制度につきましては、こども課までお問い合わせください。減免の対象となる事業所は、病児保育室ちゅーりっぷと病児保育ぴよぴよです。



## 15. 学童保育所、子育て支援センター、児童センターについて

### 1. 学童保育所の申込について

申 込 各学童保育所へ申し込みをしてください。

対象者 小学生 ※小学1年生～3年生が優先となります。

費 用 各学童保育所へご確認ください。

#### 〈受付・問い合わせ〉

施設名	電話番号
神興小学校学童保育所（神興小学校内）	43-0511
神興東小学校学童保育所（神興東小学校内）	43-4168
上西郷小学校学童保育所（上西郷小学校内）	43-4032
福間小学校学童保育所（福間小学校内）	42-4401
福間南小学校学童保育所（福間南小学校内）	42-1117
福間南しんあい児童クラブ（いろどり真愛保育園内）	43-2158
津屋崎小学校学童保育所〈第1・2〉（津屋崎小学校内）	52-0492
津屋崎小学校学童保育所〈第3・4〉（津屋崎小学校内）	62-5315
勝浦小学校学童保育所（勝浦小学校内）	52-4625

### 2. 福津市子育て支援センター「なかよし」の利用について

子育て支援センター「なかよし」は、親子が一緒に遊べる場所です。子育てに関する相談や情報提供、講座を行っています。

対 象 者 0から6歳（未就学）の親子

開館時間 8：30から17：00

休 館 日 毎週月曜日、第2土曜日とそれに続く日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

利用方法 初回に利用登録が必要です。利用時毎に受付をしてください。

問い合わせ先 35-8382

※なかよしルームの利用は、事前予約が必要です。  
午前の部 9：30～11：45 午後の部 13：00～15：45

### 3. 児童センターFUCSTAの利用について

FUCSTAには、スタジオ、キッチン、作業室、学習室などがあり、さまざまな活動ができるようになっています。

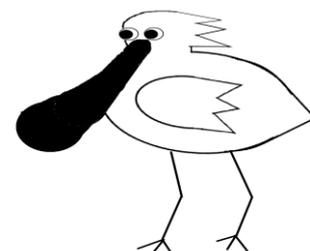
対 象 者 福津市に居住または通学する小学生から高校3年生の学年の人まで

利用方法 初回に利用登録が必要です。利用時毎に受付してください。

開館時間 小学生9：00～17：00 中高生9：00～21：00

休 館 日 毎週金曜日、第2土曜日とそれに続く日曜日、年末年始（12/29～1/3）

問い合わせ先 43-8356



#### クロツハラサギ

津屋崎干潟に越冬に訪れる鳥で、全世界に約5,000羽しかいないと言われています。  
児童センターフクスタの外壁のデザインにもなっています。

【発行元】

福津市こども家庭部こども課子育て支援係

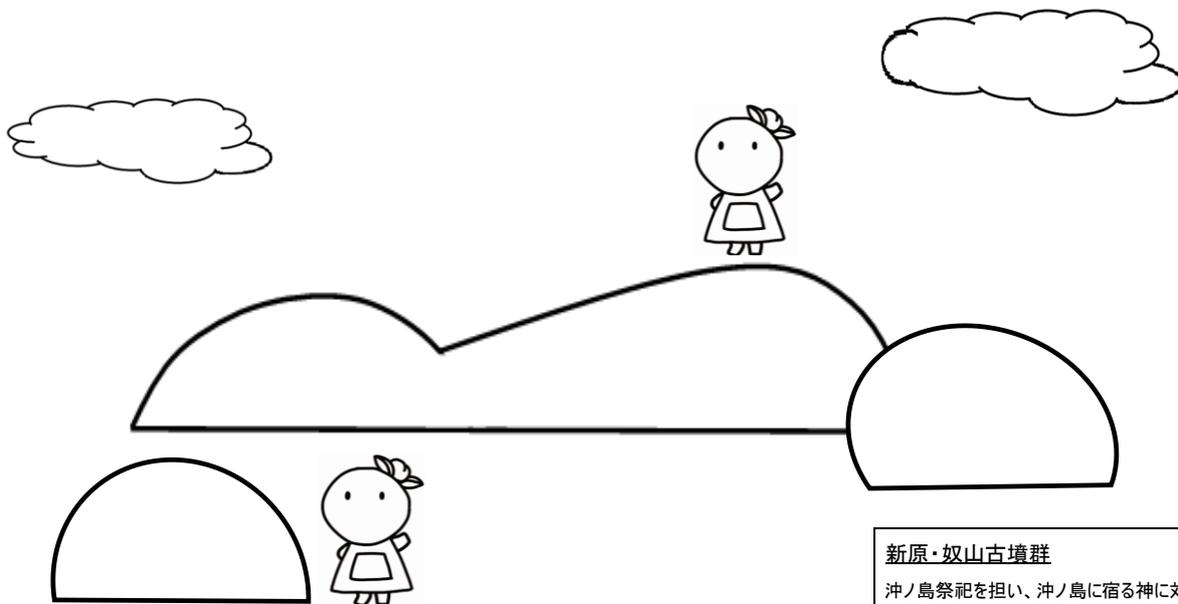
〒811-3293

福津市中央1丁目1番1号

TEL : 0940-43-8124

FAX : 0940-42-6939

Mail : kodomo@city.fukutsu.lg.jp



**新原・奴山古墳群**

沖ノ島祭祀を担い、沖ノ島に宿る神に対する信仰を宗像三女神信仰へと発展させた古代豪族、宗像氏の墳墓群。